

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

1. データの相互利用・デジタル化支援

サプライチェーン全体の生産性向上と競争力強化のため、当社は以下のデジタル関連支援に取り組みます。

- サプライチェーンの効率化：取引先との間で、受発注、在庫、決済、稼働状況などに関するデータを可能な範囲で相互に共有・活用し、サプライチェーン全体の効率化を図ります。
- 技術標準化の推進：取引先がスムーズにデータの連携やデジタル技術を導入できるよう、共通のデータ形式や技術標準の採用を促し、その環境整備に協力します。
- セキュリティ確保：データの相互利用に際しては、情報セキュリティの確保と、秘密保持契約に基づき、取引先の情報が不当に利用されないよう厳重に管理します。

2. IT 人材の育成・確保支援

取引先の中小企業がデジタル化に対応できるよう、IT 人材の育成や確保を支援します。

- DX(デジタルトランスフォーメーション)推進支援：当社の持つデジタル技術に関する知見やノウハウを取引先に共有し、テレワーク導入や BCP(事業継続計画)策定などのデジタル化(DX)の推進を助言・支援します。
- 研修機会の提供：取引先の従業員に対し、デジタルスキル向上のための教育プログラムや研修機会を提供し、IT 人材の育成を共同で進めます。
- 外部専門家の紹介：取引先が IT ツール導入やセキュリティ対策を行う際、信頼できる外部専門家やコンサルタントを紹介し、専門的なサポートを受けられるよう支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025 年 12 月 10 日

G F サポート株式会社

企 業 名

代表取締役 栗田 英人

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
 - ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。